

議題 2

議案第1号
平成30年1月26日提出

校長及び教員としての資質の向上に関する指標について

このことについて、教育公務員特例法第22条の3第1項の規定に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を定める。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)

No.1

【管理職】

3領域	8項目	番号	内 容	新任 教頭	2年次 教頭	3年次 教頭	新任 園長 校長	3年次 園長 校長	
リーダーシップ	学校経営目標の達成	1	自校の現状や課題を把握し、課題解決に向けての戦略を構築するとともに、自校の経営計画をたて、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。						
		2	学校経営における園長・校長のリーダーシップとその発揮の在り方について理解し、リーダーシップを発揮することができる。						
		3	自校の抱える課題を明確にし、その解決のための組織・具体策等を園長・校長に具申することができる。						
		4	先輩の園長・校長から、企画委員会を活用した学校経営等についての実践を聞くなどして、組織活性化のための見直しをもつとともに、実際に取組を進めることができる。						
マネジメント力	学校管理(職員・危機対応・情報・予算等)	5	園長・校長の経営方針を踏まえながら業務分掌の見直しについて考え、改善案を具申することができる。						
		6	教職員の健康づくりに関する正しい知識を学び、労務管理や心の健康問題に対して適切に対処することができる。						
		7	日々の教職員の服務管理(不祥事防止、コンプライアンス)を適切に行うとともに、服務事故に適切に対応することができる。						
		8	経験や事例に基づき、自校の学校事故やいじめ等の対応マニュアルの作成、見直しを行うなど、未然防止策を積極的に講じることができる。						
		9	学校事故やいじめが認知された場合等において、関係機関と連携して、適切に対応することができる。						
		10	学校納入金事務の流れについて理解し、適切に指導するとともに、会計事故に適切に対応することができる。						
		11	事務職員と連携を図りながら、効果的な予算執行に向けた見直しをすることができる。						
		12	広島市情報セキュリティ対策基準における、電子情報の持ち出し・持ち込みのルールと具体的な管理方法について理解し、適切に対応することができる。						
		保護者・地域	13	自校に向けられた保護者・地域からの様々な要望に対し、適切に対処することができる。					
			14	特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への対応にかかわり、子ども及び保護者に、合理的配慮の見地から、学校の方針等の話をするすることができる。					
			15	学校ホームページの管理や学校だよりの活用等、広報活動について学ぶとともに、外部に適切に広報、情報提供を行うことができる。					
			16	学校の教育活動に、外部の人材を活用することができる。					
	機関関係	17	児童療育センターや警察等、様々な外部の専門機関と適切に連携して、課題に対応することができる。						
		18	教育委員会と適切に連携して、課題に対応することができる。						
	発人掘材	19	主幹教諭や管理職への昇任希望がある職員を見極め、園長・校長に具申することができる。						
		20	教職員の日々の職務に取り組む姿勢等を観察し、その人の経験や能力、意欲、人柄、人望などについて、把握することができる。						
	指導・助言等	21	業績評価(自己申告)書等から教職員のキャリアプランに応じて適切なミッションを示すなど、職員の意欲付けにつながる指導・助言を行うことができる。						
		22	コーチング等様々な人材育成の技法について学び、それらを活用して人材育成を行うことができる。						
		23	教職員の日常の職務記録を作成するとともに、業績評価の基本方針に基づき、業績評価を行い、それに基づいて業績評価の面談時に、教職員に指導することができる。						
		24	授業等の観察を行い、観察シートに授業等の様子を記録するとともに、観察終了後及び業績評価の面談時に、教職員に指導することができる。						
25		園・校内研修の企画・運営・管理にかかわる助言を行うことができる。							
専門職としての 高度な知識	使命感	26	教育関連法規の改正、学習指導要領等の改訂などによる新たな教育課題について学び、適切に対応することができる。						
		27	学校経営の最高責任者としての園長・校長に求められる使命及びコンプライアンスについて理解し、適切に対応することができる。						
	教育理念	28	広島市教育大綱や広島市教育振興基本計画に基づく主要施策について理解し、自校の教育活動に生かすことができる。						
		29	園長・校長の意を汲んだ講話を、園長・校長に代わって行うことができる。						
		30	新聞、書物、講演等、様々な機会を捉え、社会の動向やニーズを把握し、自校の教育活動に生かすことができる。						

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)

No.2

【教員等】

3領域	10項目	番号	内 容	若手前期 (1~3年次)	若手後期 (4~6年次)	中堅 育成期 (7年次~)	
使命感や責任感・教育的愛情	使命感に対する	1	うまくいかないことがあっても、あきらめず前向きに対応し続けることができる。				
		2	教育公務員として服務規律(不祥事防止、コンプライアンス)を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。				
		3	自己の考えのみで判断せず管理職や同僚の話や聞き取りなど、客観的な情報に基づいた判断をすることができる。				
	自己の成長につなげる	4	管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め、自分を振り返り、自己の成長につなげることができる。				
		5	常にチャレンジ精神や向上心を持ち、新たなことを取り入れるための研修に参加するなど自己研鑽に努めることができる。				
		6	社会の動向に関心をもち、市の教育振興基本計画等(国や県の計画を含む)を踏まえて教育実践を行うことができる。				
	教育実践	7	幼児、児童及び生徒に公平かつ受容的・共感的に関わり、子どもの行動の内面にある喜びや不安などを捉えることができる。				
		8	常に幼児、児童及び生徒の状況を把握し、変化を捉え、子どもにとって何が最善かを踏まえ、個に応じた適切な働きかけを継続的に行うことができる。				
専門職としての高度な知識・技能	確実に実践できる力	9	書籍や研修等から今日的な教育の動向を把握し、専門的知識・技能を習得することができる。				
		10	幼児、児童及び生徒同士の関係や仲間集団を把握し、よりよい人間関係づくりや集団づくりに取り組むことができる。				
		11	幼児、児童及び生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、個に応じた指導・支援を行うことができる。				
		12	自尊感情を育むための手立てについて理解し、幼児、児童及び生徒の自己肯定感を高める取組を行うことができる。				
		13	個々の生徒指導上の課題について、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。				
		14	不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に取り組むことができる。				
		15	幼児、児童及び生徒の特性やよさを認め、幼児、児童及び生徒が安心・安全に過ごせる温かい学級・ホームルームづくりに取り組むことができる。				
		16	学校教育目標を理解し、その実現に向けた学級経営案やホームルーム計画を立てることができる。				
		17	教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級・ホームルーム経営を進めることができる。				
		18	幼児、児童及び生徒一人一人の特性やよさを見取り、学校生活や学習に対する意欲や興味・関心を引き出すことができる。				
		19	年間指導計画に位置付けられている教材の価値を捉え、教材研究を行うことができる。				
		20	学習指導要領等と幼児、児童及び生徒の実態を踏まえ、学習指導案等を作成することができる。				
		21	発問や板書、机間指導を効果的に用いて、授業のねらいに応じた指導を行うことができる。				
		22	学習指導案や日々の授業計画等に基づき、授業を実践することができる。				
		23	学校目標を踏まえ、具体的な教育活動を示した年間指導計画を作成することができる。				
		24	授業の見方・観点について理解し、自他の授業分析から目標の達成に向けた授業を実践することができる。				
		25	学習評価の在り方を理解し、評価規準を用いて幼児、児童及び生徒の学習状況を把握することができる。				
		26	同僚の授業を参観し、そこから見える成果や課題を適切に評価し、自己の学びにつなげることができる。				
		新たな学びの取組	27	教科等における自校の課題を分析・考察し、学力の定着・向上に取り組むことができる。			
			28	PDCAサイクルを生かした学習指導等について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			
29	学校を取り巻く状況を把握・分析し、学校組織の課題を発見し、建設的に意見を述べるすることができる。						
30	探究型の学習、活用型の学習、協働学習等の新たな学びを取り入れた授業を実践することができる。						
総合的な人間力	豊かな社会性や人間性	31	自己のストレス解消法を見つけ、健康的な生活習慣を維持することができる。				
		32	言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付けた対応をすることができる。				
		33	スケジュール管理に努め、時間や提出期限等を守ることができる。				
		34	人権尊重の精神を理解し、多様な価値観を尊重しながら自らの人権意識を高めることができる。				
	コミュニケーション能力	35	幼児、児童及び生徒との人間関係の重要性を理解し、積極的にコミュニケーションを図ることができる。				
		36	悩みや困ったことが生じた場合等も含め日常的に、管理職や同僚に相談したり進捗状況を報告したりすることができる。				
	対応できる力	37	同僚の教育実践について、学び合う意識をもって助言することができる。				
		38	同僚の特性やよさを見取り、それらを生かしたよりよい「チーム学校」づくりに貢献することができる。				
		39	「チーム学校」の一員として自己の役割を自覚し、全体を俯瞰しつつ学校運営に貢献することができる。				
		40	現状にとどまることなく、よりよい「チーム学校」づくりや問題解決に向けて対応することができる。				
	地域や社会との連携を図る力	41	地域の教育資源の情報収集を行い、日々の教育活動に生かすことができる。				
		42	ホームページや学校だより等による学校の情報発信に積極的に貢献することができる。				
		43	学年・学校内での共通認識のもと、児童療育センター、警察等、外部の専門機関と連携を図ることができる。				

1 策定までの経緯

年度	本市の取組	国の動き
平成 26 年度	○ 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成 24 年 8 月 24 日）を踏まえ、人材育成方針を見直し	
平成 27 年度	○ 人材育成方針を踏まえ、平成 14 年度に作成した教職経験 11 年次教員研修における評価表（3 領域 4 項目）を「教員に求められる資質能力（3 領域 10 項目）」に再構築し、研修等に活用	
平成 28 年度	[10 月] ○ 人材育成方針を踏まえ、「管理職に求められる資質能力（3 領域 8 項目）」を作成し、研修等に活用	[11 月] ○ 教育公務員特例法の一部改正 ・ 指標の策定、協議会の設置について新たに規定 [3 月] ○ 指標の策定に関する指針（文部科学大臣）の告示
平成 29 年度	[10 月] ○ 第 1 回広島市教員等育成に関する協議会の開催 ・ 指標（案）について意見聴取 ※ 教育公務員特例法第 22 条の 5 第 1 項 [11~12 月] ○ 教育委員へ指標（案）の説明	

2 指標において定める内容

区分	管理職（3 領域 8 項目）	教員等（3 領域 10 項目）
求められる資質能力	(1) リーダーシップ ○ 学校経営目標の達成 (2) マネジメント力 ○ 学校管理（職員・危機対応・情報・予算等） ○ 保護者・地域 ○ 関係機関 ○ 人材発掘 ○ 指導・育成 (3) 専門職としての高度な知識 ○ 使命感 ○ 教育理念	(1) 使命感や責任感・教育的愛情 ○ 教育に対する責任感 ○ 自主的に学び続ける力 ○ 教育的愛情 (2) 専門職としての高度な知識・技能 ○ 専門的知識 ○ 確実に実践できる力 ○ 新たな学びの実践的指導力 (3) 総合的な人間力 ○ 豊かな人間性や社会性 ○ コミュニケーション能力 ○ チームで対応できる力 ○ 地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力